

## 発達障害等相談センター運営事業実施要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、宇部市内に在住の発達障害等の障害のある人及びその疑いのある人とその家族等（以下「対象者」という。）に対する発達・生活相談をはじめ、支援者育成のための関係機関との連携等を行う発達障害等相談センター運営事業（以下「運営事業」という。）を実施することを目的とする。

### (実施主体及び実施場所)

第2条 運営事業の実施主体は、宇部市（以下「市」という。）とし、実施場所はその市域とする。

2 市は、運営事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める法人等（以下「受託者」という。）に委託することができる。

### (実施施設)

第3条 運営事業は、公募により選定された受託者において実施する。

2 前項の受託者の公募の方法については、市長が別に定めるものとする。

### (事業内容)

第4条 運営事業の内容は、次の各号に掲げる業務を実施するとともに、関係機関や地域と連携して、発達障害のある人を支援する地域づくりに参画するものとする。

#### (1) 発達・生活相談

生活や学習、就労等多様な相談に対応し、適切な機関につなぐための情報提供や連絡調整を行う。

障害児・者等の特性に応じた生活や学習、就労等スキル向上のための助言をすすめる。

#### (2) 保護者サポート

保護者の心理的支援を行うとともに家庭での支援の仕方（ペアレントトレーニング）について助言する。

また、保護者間の交流や交流の場の提供（ペアレントメンター活動の促進）を行う。

#### (3) 支援者育成

支援者育成を図るために保育園・幼稚園、学校、福祉サービス事業所、相談支援事業所、就労支援事業所など関係機関職員への支援方法の提示や研修等を実施するとともに、支援者同士の交流を図り、連携強化に努める。また、受託者の相談支援等のスキル向上のために、事例検討等による支援者育成を定期的に行う。

#### (4) 巡回支援専門員整備

##### ア 巡回等支援

保育所や放課後児童クラブ等の施設・場に巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対する支援を行う。尚、特定の場所を拠点とした面談や講習による支援も行うことができるものとする。

また、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるよう、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関との連携強化に努める。

#### (5) 理解促進研修・普及啓発

##### ア イベント開催

有識者による講演会や障害者等とのイベント等により、障害者等に対する理解を深める。

##### イ 広報活動

パンフレットやホームページの作成等、障害者に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。

#### (6) 関係機関との連携

ライフステージでの一貫した支援が行われるよう、市等行政機関も含めた関係機関との連携して支援にあたりるとともに、各関係会議に出席し、地域のネットワークの構築に努める。

#### (7) 特別な支援を必要とする障害児への切れ目ない支援

個別の教育支援計画及びパーソナル手帳を活用した就学前から学齢期、社会参加までの支援や就労現場をはじめとする関係機関との体制の構築に努める。

#### (開設日等)

第5条 運営事業の開設日は1週間につき5日以上とするが、開設日、開設時間帯及び職員の勤務時間は、運営事業を円滑に実施することができるよう受託者と市で協議するものとする。

#### (配置職員等)

第6条 受託者は、運営事業の実施にあたり統括管理者を配置するとともに、次の各号に掲げる職員を常勤（専従）配置するものとする。ただし、事業の実施に支障のない範囲でやむを得ない場合で市が認めた場合のみ兼務も可能とする。

##### (1) 相談員（1名以上配置）

ア 発達・生活相談及び発達検査する相談員（臨床心理士、社会福祉士や精神保健福祉士、保健師等の有資格者）

イ 障害児・者の相談及び援助業務の経験が豊富である者

ウ 高齢者に対する支援の経験がある者

##### (2) 事務及び窓口（電話）対応職員（1名以上配置）

事務員の資格は問わない。また、相談員との兼任は可能とする。

(利用料等)

第7条 運営事業を利用する際の利用料は無料とする。ただし、利用者から負担を求めることが適当であるものを除く。

(遵守事項)

第8条 受託者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従事者の勤務体制、職務環境、相談方法等を定めておかねばならない。

2 受託者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 受託者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、従事者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

5 受託者は、毎月終了後利用状況の実績について、報告書を翌月10日までに宇部市へ提出すること。

6 受託者は、年度終了後、4月30日までに利用状況及び収支状況等を記載した事業報告書を宇部市へ提出すること。

7 受託者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密をもらしてはならない。なお、受託期間が終了した後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。